

闘争情報 (Vol. 2)

ウオロク労働組合
発行者：小舟戸伸也（組合書記長）
土屋美穂（教育宣伝部長）

～会社側から一次回答あり～

3月7日（火）19:00 から株ウオロクホールディングス本社にて、第41期第5回労使協議会が執行部23名（うちリモート11名）、会社側3名の出席で開催され、賃上げ・一時金を含む総合労働条件改善要求について、会社側から回答があった。

賃上げについて、正社員組合員、定時社員組合員・パートナー社員組合員に対し、有額回答があったものの、付帯要求も含め下記のとおり要求内容とは程遠いものであった。

その中でも、55歳以上の定期昇給対象年齢見直しと失効積立有給休暇制度の創設については評価できる回答であった。

《会社側回答内容》 ※赤字は改善箇所

1. 正社員組合員の賃金改定に関する要求

- (1) 賃上げ ⇒ 定期昇給 4,309 円(1.60%) + ベースアップ 2,000 円(0.74%)
- (2) 定期昇給対象年齢見直し ⇒ 60歳誕生日まで継続して定期昇給を行う
- (3) 職務手当改善
 - 1) 職務手当見直し ⇒ 現行通り対応
 - 2) 職務手当新設 ⇒ 新設を行わない
- (4) 初任給の見直し ⇒ 現行通り対応
- (5) 18歳以上の最低賃金 ⇒ 現行通りとし、協定化はしない

2. シニアF社員組合員の賃金改定に関する要求

- (1) 賃上げ ⇒ 賃上げを行わない

3. 定時社員組合員・パートナー組合員の賃金改定に関する要求

- (1) 賃上げ ⇒ 職能等級、技術評価に基づく評価の実施 + 5円/時間(0.54%)
- (2) 職務加算給見直し ⇒ 現行通り対応
- (3) 生鮮デリカセンターにおける技術加算給新設 ⇒ 新設を行わない
- (4) 時間給における最低賃金 ⇒ 現行通りとし、協定化はしない

4. シニアP社員組合員の賃金改定に関する要求

- (1) 賃上げ ⇒ ベースアップ 5円/時間(0.54%)
- (2) 生鮮デリカセンターにおける技術加算給新設 ⇒ 新設を行わない
- (3) 時間給における最低賃金 ⇒ 現行通りとし、協定化はしない

5. 正社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

⇒ 年間 4.00 ヶ月（夏季 1.85 ヶ月、冬季 2.15 ヶ月）

6. シニアF社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

⇒ 年間 1.00 ヶ月（夏季 0.50 ヶ月、冬季 0.50 ヶ月）

7. 定時社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

⇒ 年間 1.00 ヶ月（夏季 0.50 ヶ月、冬季 0.50 ヶ月）

8. パートナー社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

⇒ 年間 0.80 ヶ月（夏季 0.40 ヶ月、冬季 0.40 ヶ月）

9. シニアP社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

⇒ 契約6時間以上 20,000 円、契約6時間未満 10,000 円

10. 定年延長と定年延長に伴う労働条件に関する要求

（1）～（4）定年年齢引き上げ、区分変更、賃金制度、諸条件

⇒ 定年延長せず、現行通り希望者全員を再雇用する。定年延長の在り方について、継続して検討する

11. 仕事と生活の両立支援に関する要求

（1）父親の育児休業 ⇒ 引き続き周知をすすめ、社内報に経験談を載せ、取得しやすい環境につとめる

（2）妊産婦へのつわり休暇新設 ⇒ 就業規則に定めた通りとし、新設は行わない

（3）育児休業の期間 ⇒ 現行通り対応

（4）厚生労働省の認定（次世代認定マーク「くるみん」）取得のための職場環境整備

⇒ 2023 年度中に「くるみん」マークを取得できるよう、取り組みをすすめる

（5）ひとり親の家族手当（子ども手当）改善 ⇒ 現行通り対応

（6）子1人につき10日の看護休暇を付与する制度の整備・改善 ⇒ 現行通り対応

（7）要介護対象家族1人につき10日の看護休暇を付与する制度の整備・改善 ⇒ 現行通り対応

（その他）仕事と生活の両立支援、育児のための勤務時間短縮期間の見直し ⇒ 現行の3歳に達するまでから小学校3年生終了時までに変更

12. 職場のハラスメント対策に関する要求

（1）～（4）周知・啓発活動、環境整備、相談窓口

⇒ 社長からのハラスメント防止宣言を含む、ハラスメント防止規程の周知をあらためて行う。また知識向上と周知、研修を引き続き行い、互いが尊重し合える風土づくりに取り組む。相談窓口では、丁寧かつ迅速な対応を行う

13. 長時間労働克服に向けた取り組み

（1）年間総実労働時間短縮に向けた労使協働の取り組み

⇒ 36協定遵守のため労使で協力し、具体的にチェック、指導を行う

（2）長時間労働抑制の施策

⇒ 割増は行わない

（3）36協定の特別条項見直し

⇒ 見直しは行わない

14. 未申請残業撲滅に関する取り組み

- (1) 現状把握と対策 ⇒ 定期的に労使協議会の場において協議する
- (2) 静脈認証・顔認証システム導入後の動向 ⇒ 入退店時刻と始業・終業の打刻把握により、**徹底的に撲滅に取り組む**

15. 所定労働時間短縮

- (1) 正社員の年間休日 ⇒ 現行通り対応
- (2) 勤務間インターバル規制10時間への引上げ ⇒ 現行通り対応も、**規制時間引上げのための課題の共有を労使間で行う**

16. 休日休暇制度の充実と取得に関する要求

- (1) 年次有給休暇の取得促進制度の構築 ⇒ **連続休暇取得できる様、店舗間での応援体制について検討し、労使で協議する。また全員がしっかり取得できる仕組みを労使双方で検討し協議する**
- (2) 年次有給休暇付与日数の見直し ⇒ 行わない
- (3) 失効積立有給休暇制度の構築 ⇒ **2023年10月より勤続10年以上の社員に対し、私傷病、介護、罹災を目的とした積立年次有給休暇制度を創設し、1年につき5日取得でき、保有限度日数は最大40日までとする**

17. 女性活躍定着に向けた取り組みに関する要求

- ⇒ **厚生労働省のデータベースに登録し、公表している内容について周知し、労使で課題を共有する**

18. 労災付加給付改定に関する要求

- ⇒ 行わない



これに対し組合側は会社側の回答を持ち帰り、3月10日(金)開催の第41期第2回中央委員会で協議し、再度3月14日(火)に回答するとした。

詳細につきまして、組合ニュースでお知らせします。

3月10日(金)19:00より、新潟ユニゾンプラザにて【第41期】第2回中央委員会を開催します。

1～18の項目について、各支部の意見を集約し、持ち寄ってください。
皆さまの声が力となります。宜しくお願いいたします！

《今後の闘争スケジュール》

日時	会議名	場所
3月10日(金)19:00～	【第41期】第2回中央委員会	新潟ユニゾンプラザ・リモート
3月14日(火)19:00～	第6回労使協議会・⑦執行委員会	ウオロクホールディングス本社
3月28日(火)19:00～	第7回労使協議会	ウオロクホールディングス本社

ご支援、ご協力をお願いします！

＜ウオロク労働組合メールアドレス および 連絡先 ホームページ＞

uoroku-u@royal.ocn.ne.jp 025-247-8357

<http://www.uorokuunion.com/> ID: member pass: uo69



労働組合に対するご意見、ご質問等、電話でもメールでも受け付けております。お待ちしております！